

## 発行者情報

【表紙】

【公表書類】 発行者情報

【公表日】 2026年3月31日

【発行者の名称】 株式会社バリューソフトホールディングス  
(Value Soft Holdings Corporation)

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 酒井 雅美

【本店の所在の場所】 東京都港区愛宕2丁目5番地1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー21階

【電話番号】 03-6453-0303

【事務連絡者氏名】 取締役CFO 小澤 修

【担当J-Adviserの名称】 宝印刷株式会社

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】 代表取締役社長 白井 恒太

【担当J-Adviserの本店の所在の場所】 東京都豊島区高田三丁目28番8号

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】 <https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

【電話番号】 03-3971-3392

【取引所金融商品市場等に関する事項】 東京証券取引所 TOKYO PRO Market  
なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】 株式会社バリューソフトホールディングス

<https://www.valuesofthd.co.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketの諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

## 第2 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第2期	第3期	第4期
決算年月		2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高	(千円)	1,311,712	1,387,421	1,454,304
経常利益	(千円)	12,616	64,460	79,364
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	2,858	46,579	58,063
包括利益	(千円)	2,858	46,579	58,063
純資産額	(千円)	158,633	205,212	263,275
総資産額	(千円)	477,688	500,607	567,022
1株当たり純資産額	(円)	1,586.33	2,052.12	2,632.76
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益	(円)	28.58	465.79	580.63
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	33.2	41.0	46.4
自己資本利益率	(%)	1.7	25.6	24.8
株価収益率	(倍)	—	—	10.3
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	43,633	62,061	76,220
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△809	△6,504	△1,311
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	△3,996	△24,674	△19,992
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	288,529	319,412	374,329
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕	(人)	135 〔6〕	144 〔5〕	141 〔7〕

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。  
2. 第2期から第3期の株価収益率については、当社株式が非上場であったことから、記載していません。  
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。  
4. 当社は、2025年9月2日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。  
第2期の期首にて当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。  
5. 第3期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、また、第4期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、OAG監査法人の監査を受けておりますが、第2期の連結財務諸表については当該監査を受けておりません。

## 2 【沿革】

当社は、2022年5月に設立され、同年7月に株式会社バリュースフトウェア、株式会社バリュースフトネクスト、株式会社バリュースフトアドバンスの完全親会社となり、現在に至っております。

また、当社の事業は、1986年4月に現代表取締役社長酒井雅美がシステムエンジニアの経験を生かして個人事業主として銀行のシステム構築に従事したことで創業され、1996年3月に有限会社バリュースフトウェアとして法人化を図り、現在に至っております。

以下では、有限会社バリュースフトウェアの設立から当社の設立以前に係る経緯と当社設立以降に係る経緯に分けて沿革を記載しております。

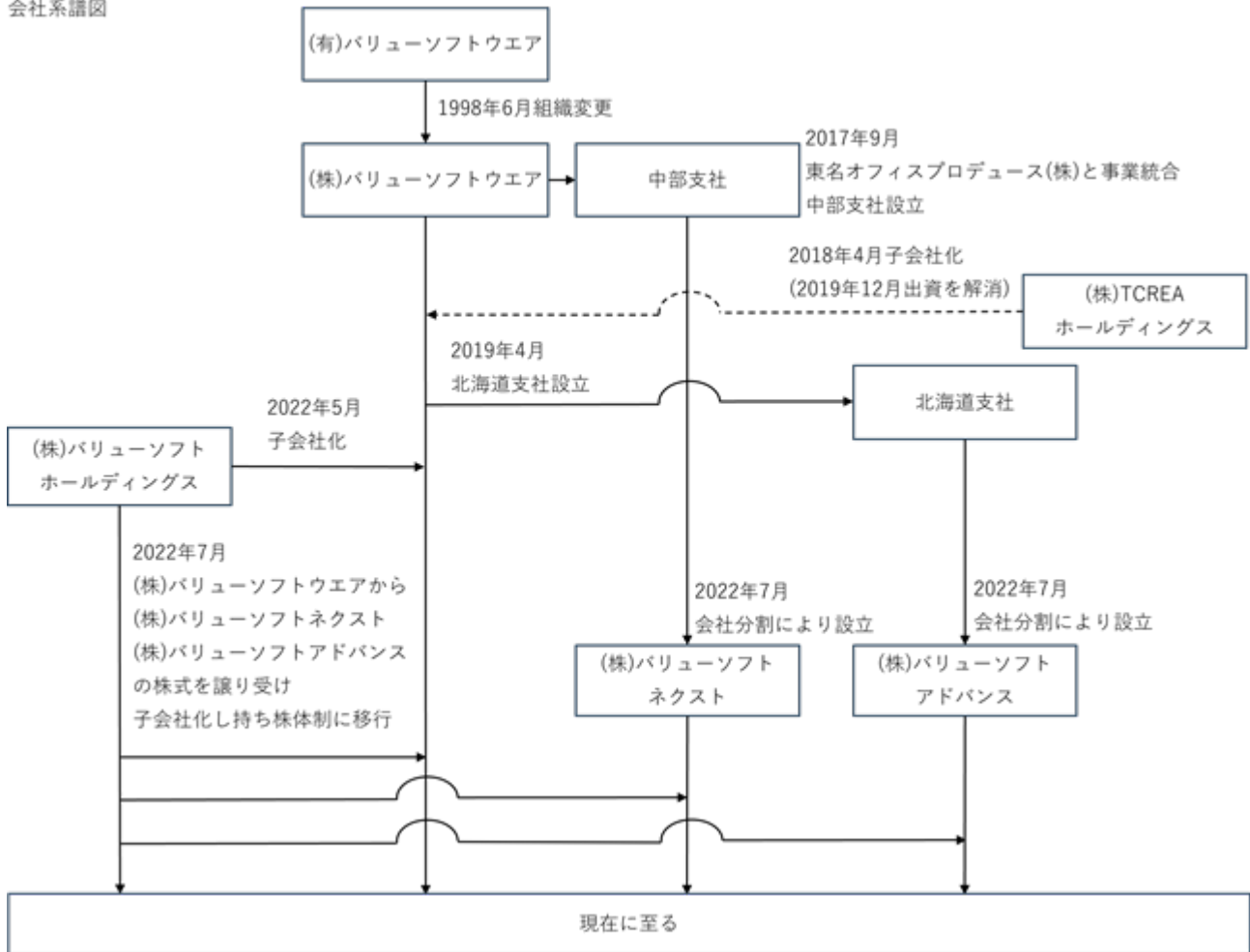
年 月	概 要
1996年3月	神奈川県横浜市保土ヶ谷区にソリューション開発事業を目的とする、有限会社バリュースフトウェア(資本金5百万円)(現連結子会社)を設立
1996年9月	本店を神奈川県横浜市保土ヶ谷区から東京都文京区に移転
1998年6月	ソリューション開発事業を目的とする、株式会社バリュースフトウェア(現連結子会社)へ組織変更
2003年2月	本店を東京都文京区から東京都豊島区に移転
2005年1月	システム開発の社員派遣を目的に特定労働者派遣事業許可(特 13-300858)取得
2005年3月	システム開発の技術者派遣を目的に一般労働者派遣事業許可(般 13-300702)取得
2005年11月	本店を東京都豊島区から東京都港区に移転
2006年6月	個人情報を適切に管理するため、プライバシーマーク取得
2008年3月	自社における情報セキュリティのリスクを管理するため、ISO/IEC27001認証取得
2014年12月	子育て両立支援を行う企業に認定されるため、厚生労働大臣次世代認定マーク(くるみん)取得
2017年4月	自社開発のアプリケーションの販売を目的として、システム製品開発を開始
2017年9月	中部エリアのソリューション開発事業を目的として、東名オフィスプロデュース株式会社の全ての事業を買収し、愛知県名古屋市中区に中部支社を設立
2018年4月	東京都新宿区に純粋持株会社を目的として、株式会社TCREAホールディングス(注)を設立し、株式会社バリュースフトウェア(現連結子会社)を子会社化
2019年4月	北海道エリアのソリューション開発事業を目的として、札幌市中央区に北海道支社を設立
2019年12月	独自性を持たせるために、純粋持株会社の株式会社TCREAホールディングス(注)から、当社代表の酒井雅美が株式会社バリュースフトウェア(現連結子会社)を買収
2019年12月	「短距離通信ネットワークにデジタル情報を送受信するプログラムおよびシステム」の開発にて特許を取得
2020年9月	ブロックチェーンを利用した組織内相互評価システムの開発にて特許を取得

(注) 当社代表の酒井雅美が株式会社TCREAホールディングスが所有する株式会社バリュースフトウェアの全て発行済株式を買収して、現在の当社グループとは人的、資本的、財務的、営業的、取引的に無関係の会社となっております。

当社の設立以降に係る経緯は以下の通りであります。

年 月	概 要
2022年5月	グループ会社の経営指導を行うことを目的として、株式移転の方法により純粋持株会社の株式会社バリュースフトホールディングス(資本金100百万円)を設立
2022年5月	事業に専念して業務の効率化を図ることを目的として、株式会社バリュースフトウェア(資本金50百万円)(現連結子会社)を子会社化
2022年7月	愛知県名古屋市中区に事業に専念して業務の効率化を図ることを目的として、株式会社バリュースフトウェア(現連結子会社)の中部支社を会社分割により株式会社バリュースフトネクスト(資本金10百万円)(現連結子会社)として設立
2022年7月	北海道札幌市中央区に事業に専念して業務の効率化を図ることを目的として、株式会社バリュースフトウェア(現連結子会社)の北海道支社を会社分割により株式会社バリュースフトアドバンス(資本金10百万円)(現連結子会社)として設立
2022年7月	株式会社バリュースフトウェア(現連結子会社)から株式会社バリュースフトネクスト及び株式会社バリュースフトアドバンスの株式を譲り受けして子会社化し、持株会社体制へ移行
2025年11月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Market に株式を上場

会社系譜図



### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社と連結子会社3社(株式会社バリューソフトウェア、株式会社バリューソフトネクスト、株式会社バリューソフトアドバンス)により構成されており、システム開発の準委任・技術者派遣・受託開発を主としたソリューション開発事業を行っております。分野別の事業内容は次のとおりであります。なお、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

#### (1) システム開発

Web系システムを中心に、各種アプリケーションの開発を手がけております。お客様のニーズを的確にとらえ、業務フローの確認、及び問題点・課題点の確認を行い最適なシステム構成をご提案します。契約形態は主に準委任契約となっており、当社グループの人員だけでなく、必要に応じて業務提携先もしくは業務委託先から顧客ニーズに応えるための適切なスキルを持つ人員を選定し、お客様の拠点に常駐し、要件定義から基本設計、詳細設計、プログラミング、単体テスト、結合テスト、総合テスト、導入支援、運用/保守など、システム開発の課題解決の支援をしております。当社グループには、お客様に提供した開発工数に応じて収益が計上されます。契約形態はこの他、派遣契約や請負契約によるものがあります。

大手金融（銀行、証券会社）のフロント、ミドル、バック業務全般、自動車などの車載開発、その他各種業界の基幹系業務システム開発、制御系システム開発、組込系開発やITインフラなど、様々なシステム開発事業の実績があります。最新の技術をいち早く吸収することで高い生産性を保持しながら、お客様との意識をあわせることで短期間で高品質なシステムを提供しており、高い評価をいただいております。

#### (2) システム製品開発

トレンド技術を活用したアプリ開発を主軸としており、福利厚生の実施や働きやすい企業文化の構築に貢献する、時代のニーズに応じたアプリの開発・販売を行っております。また、大企業から中小企業まで幅広く導入しやすい価格帯で製品を開発しております。

下記の製品は、見込み客とファーストコンタクトを能動的に行い接触を図り、システム開発に繋げるための製品として開発されております。今後は、販売による収益を得る目的も追加してまいります。

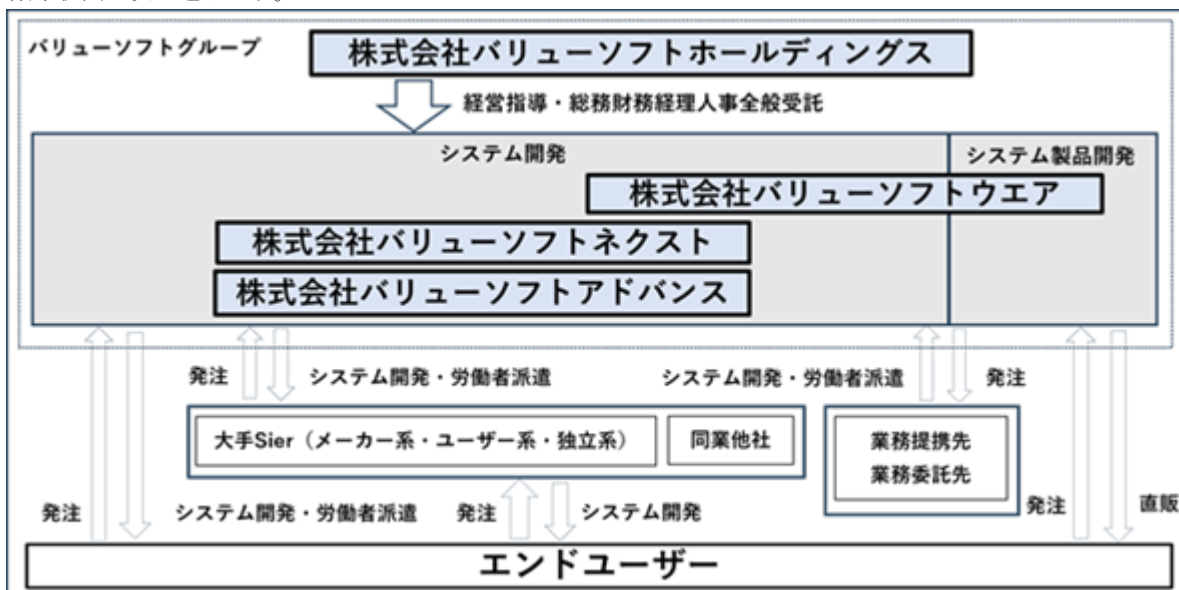
##### a Grazie Coin (特許取得)

「Grazie Coin」は、社員同士の“ありがとう”をアプリを通じて贈り合い、社内コインを貯めることができる福利厚生サービスであります。

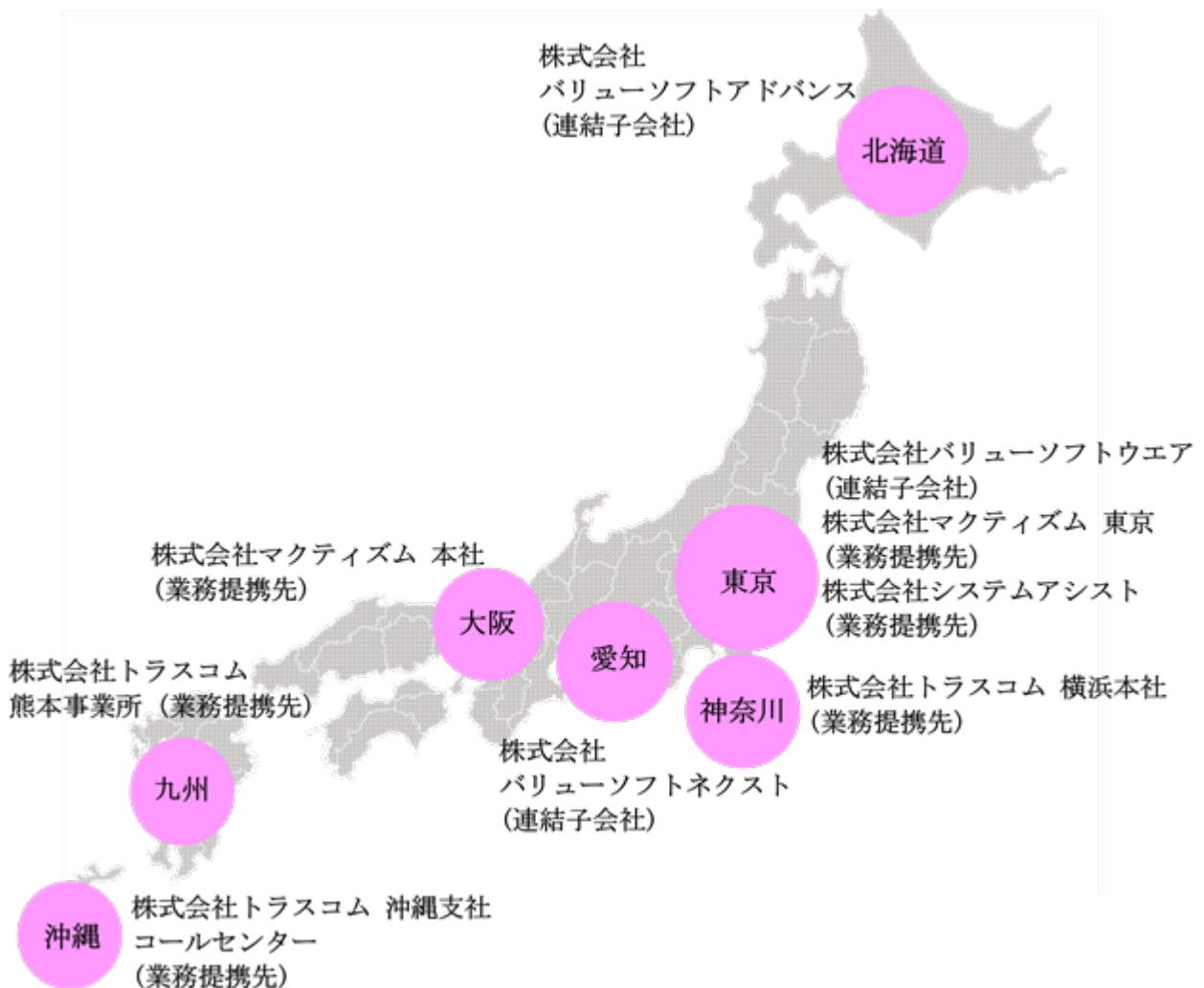
##### b エモナビ

「エモナビ」は、音声解析技術を活用したメンタル状況を数値化するアプリで、当社は主にアプリの開発を担当をしております。

事業系統図は次の通りです。



当社グループにおける、システム開発の準委任・技術者派遣・請負については顧客先で常駐するケースが多いことから、当社グループがカバーできないエリアについては、以下のように資本業務提携先がカバーすることで、サービスと品質の向上を図っていきます。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) (株)バリュースフトウェア (注) 2、3	東京都港区	50,000	ソリューション 開発事業	100	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 資金の貸付</li> <li>▶ 当社借入の債務保証</li> <li>▶ 経営指導</li> <li>▶ 役員の兼任3名</li> </ul>
(連結子会社) (株)バリュースフトネクスト (注) 2、4	愛知県名古屋市中区	10,000	ソリューション 開発事業	100	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 資金の貸付</li> <li>▶ 当社借入の債務保証</li> <li>▶ 経営指導</li> <li>▶ 役員の兼任3名</li> </ul>
(連結子会社) (株)バリュースフトアドバンス (注) 2、5	北海道札幌市中央区	10,000	ソリューション 開発事業	100	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 資金の貸付</li> <li>▶ 当社借入の債務保証</li> <li>▶ 経営指導</li> <li>▶ 役員の兼任3名</li> </ul>

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

3. 株式会社バリュースフトウェアについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	967,451千円
	② 経常利益	57,905
	③ 当期純利益	42,067
	④ 純資産額	127,234
	⑤ 総資産額	343,151

4. 株式会社バリュースフトネクストについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	272,750千円
	② 経常利益	8,487
	③ 当期純利益	6,575
	④ 純資産額	36,355
	⑤ 総資産額	84,083

5. 株式会社バリュースフトアドバンスについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	① 売上高	240,726千円
	② 経常利益	5,931
	③ 当期純利益	4,252
	④ 純資産額	31,463
	⑤ 総資産額	72,815

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

事業分野の名称	従業員数(人)
ソリューション開発事業	133 [7]
全社（共通）	8 [-]
合計	141 [7]

- (注) 1. 当社グループは、ソリューション開発事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
2. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は平均人員を〔 〕内に外数で記載しております。
3. 臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員も含み、派遣社員を除いております。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、グループ管理に所属しているものであります。

### (2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
8	38.8	2.6	4,482

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含んでおります。
3. 当社グループは、ソリューション開発事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第3 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、回復と停滞の間で揺れ動く不安定な情勢が続いております。具体的には、原材料価格やエネルギーコストの高騰に端を発する物価上昇、アメリカにおける関税政策の影響や中国経済の減速、物価高の長期化により景気の先行きは依然不透明な状況が続いております。

その一方で、インバウンド需要の急速な回復や、設備投資意欲といった明るい兆しも見られ、底堅い企業の全体としては緩やかな回復基調を維持しております。

当社が所属する情報サービス産業においては、インフレや為替変動等の不透明感が残るものの、クラウド、AI、セキュリティ分野を中心に、企業のIT投資が継続しており、当期においても一定の需要を維持しております。

このような市場環境・経営環境の中で、売上高は1,454,304千円（前期比4.8%増加）、営業利益は65,865千円（前期比38.5%増加）、経常利益は79,364千円（前期比23.1%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は58,063千円（前期比24.7%増加）となっております。

なお、当社は、システム開発事業を主体とするソリューション開発事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前連結会計年度末に比べ54,917千円増加し、374,329千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュフローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は76,220千円（前期比22.8%増加）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益79,364千円、仕入債務の増加額16,383千円及び、売上債権の増加11,873千円によるものであります。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は1,311千円（同79.8%減少）となりました。これは、有形固定資産の取得による支出1,311千円によるものであります。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は19,992千円（同19.0%減少）となりました。これは、長期借入金の返済による支出19,992千円によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは、ソリューション開発事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の記載に代えて、分野別に記載しております。

### (1) 生産実績

生産実績については、製造業を行っておりませんので該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当連結会計年度における受注実績は、次のとおりであります。

分野別	受注高(千円)	前期比(%)	受注残高(千円)	前期比(%)
システム開発	1,453,794	104.9	2,016	117.9
合計	1,453,794	104.9	2,016	117.9

(注) システム製品開発については、自社開発案件であり提供するサービスの性格上、外注実績の記載になじまないため対象外としております。

### (3) 外注実績

当連結会計年度における外注実績は、次のとおりであります。

分野別	外注高(千円)	前期比(%)
システム開発	328,185	95.9
合計	328,185	95.9

(注) システム製品開発については、自社開発案件であり提供するサービスの性格上、外注実績の記載になじまないため対象外としております。

### (4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績は、次のとおりであります。

分野別	売上高(千円)	前期比(%)
システム開発	1,451,777	104.7
システム製品開発	2,526	214.6
合計	1,454,304	104.8

(注) 1. 子会社間取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	売上高(千円)	割合(%)	売上高(千円)	割合(%)
TIS株式会社	334,507	24.3	392,162	27.0
株式会社日立製作所	407,840	29.6	359,873	24.7
株式会社電通総研	238,357	17.3	244,595	16.8

### 3 【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。当社グループが対処すべき主な課題は以下の項目と認識しております。

#### (1) 経営基盤の強化

当社グループに参加してもらい、迅速な意思決定を行う事業会社（連結子会社）や出資会社を積極的に増やし、システム開発の技術者増加やシステム製品開発の営業拠点追加に努めてまいります。首都圏は当然ですが、新規エリアを求めて日本の主要都市へも進出してまいります。これらを踏まえ、今後も新たな事業基盤を育ててまいります。

#### (2) 中長期的な収益増加

当社グループのシステム開発では、準委任・技術者派遣と受託開発の2種類に分類されます。準委任・技術者派遣は、取引先の求める技術の習得に努めて、開発経験の蓄積や研修の受講及び資格取得支援などの施策を講じることにより、受注単価の向上を目指しております。

受託開発は、プロジェクト管理、品質管理、瑕疵担保責任などが追加されるためリスクは増えますが、準委任・技術者派遣より受注単価が上回ります。ノウハウの蓄積と受注単価向上を目指し受託開発件数の増加を目指してまいります。

一方、システム製品開発では、システム開発の受託開発に繋げるため、見込み客との能動的なファーストコンタクト接触の手段としての製品との位置づけで機能していますが、製品の販売数も伸びている観点から、広告宣伝としてではなく、新たな収益要素への転換を目指してまいります。

#### (3) 優秀な人材の確保と育成

当社グループが展開する事業は、労働集約型事業に分類され、企業の持続的成長を達成するためには、積極的な人材確保の推進が不可欠であります。人材不足が深刻化しており、即戦力となる技術者の中途採用も望めない状況の中、継続的な新卒採用を強化して育成することと、ダイバーシティや多職種からのリスクリングも含めて対応してまいります。人材の育成に関しては、新卒入社時に数か月に及ぶ専門知識に関する社内教育を実施し、その後も長期にわたるOJTを実施することで優秀な技術者の戦力化を目指し、日進月歩で技術革新が起こる事業なので、既存の社員には、外部研修の受講やeラーニング等のスキルアップのための研修の受講をできる制度、資格取得支援制度を整備しております。

同時に、業務提携先との協力体制を継続的に維持し、安定的に技術者を受け入れることにも努めてまいります。

#### (4) 内部管理体制の強化

当社グループが、事業規模を拡大するとともに企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の更なる強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの運用、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の効率化と法令遵守の徹底を図るとともに、監査役監査や内部監査の実施により、より一層の内部統制強化に努めてまいります。

#### (5) 情報管理体制の強化

当社グループの事業の特性上で、機密情報や個人情報を取り扱う可能性があり、その情報管理の教育や実地を強化していくことが重要であると考えております。現在は、2006年にプライバシーマークを取得、また2008年にISO/IEC27001を取得しておりますが、今後も社内教育や社内システムの整備などを継続し行ってまいります。

## 4 【事業等のリスク】

以下に、当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社グループとして必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項について、投資家に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、将来に関する事項は本書公表日現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

### (1) 事業環境に関するリスクについて（発生可能性：中／影響度：大）

#### ① 経済・市場環境による影響について

当社グループの情報サービス事業は、国内外の経済情勢に大きく左右され、国内経済および世界経済の景気が悪化し、顧客である製造業の業績が低迷した場合、開発費の削減が行われる可能性があります。このような状況が生じた場合には、当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 技術革新による影響について

当社グループの情報サービス事業は、技術革新のスピードが速くかつその変化は著しい状況にあり、新技術や新サービスの導入が頻繁に行われております。当社グループは、こうした市場動向を注視し、技術革新に迅速に対応するように努めております。しかしながら、何らかの理由で技術革新への対応が遅れた場合、あるいは当社グループの想定を超えた新技術・新サービスが市場で普及した場合には、当社グループの技術が陳腐化し、競争力が低下する可能性があります。この場合、当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 競合他社による影響について

当社グループが属する情報サービス業は上場企業を含む、大小多数の競合会社が存在しており、システム開発の下流工程においては、労働集約的になりやすく、参入障壁も相対的に低くなることで厳しい環境となっております。国内企業のIT化推進等に伴い、業界全体における開発需要は堅調であるものの、価格競争や新規参入増加等による激化により、受注の確保が十分に行えない場合や技術料金の低下が生じた場合には、当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 収益構造について

当社グループにおいては、原価の相当部分が、人件費、賃貸料などの固定費で構成されているため、売上の小幅な減少であっても、営業利益に大きな影響を及ぼすことになります。このような収益構造が当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 人材の確保に関するリスクについて（発生可能性：中／影響度：大）

#### ① 社員の常用雇用について

当社グループは、人材が最も重要な経営資源であり、常に実務能力の向上を目的として人材育成を行う事は非常に重要であります。顧客ニーズに応えるため、教育研修や新規顧客の開拓を通じて安定的に就業機会を提供し戦力の維持・向上を図っておりますが、労働生産人口減少問題への対応の不備や著しい人材の流動化に伴う人員流出、技術・知識の属人化によるノウハウの流出が発生した場合、既存従業員の負担の増加や通常業務が滞ることで、当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 協力会社の確保について

当社グループにおけるシステム開発業務等については、開発業務の効率化、顧客要請への迅速な対応、外部企業の持つ専門性の高いノウハウ活用等を目的として、業務の一部について当社グループ社員の管理統括のもと、パートナーと位置づける協力会社への外部委託を活用しております。現時点では優秀な協力会社との良好な連携体制を維持しており、今後も協力会社の確保およびその連携体制の強化を積極的に推進していく方針ではありますが、協力会社から十分な人材を確保できない場合には、当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があ

ります。

(3) 情報セキュリティ管理について（発生可能性：中／影響度：大）

当社グループでは、業務に関連して顧客や取引先の個人情報および機密情報を取り扱う場合があります。当社グループでは、情報管理に関する全社的な取り組みを講じております。情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）やプライバシーマークの認証維持・推進をはじめ、個人情報を含む情報管理の重要性を周知徹底するべく当社グループ社員および協力会社へ教育研修等を行い、情報管理の強化を図っております。また、情報セキュリティについては外部からの不正アクセス、コンピュータウイルスの侵入防止について、体系的な対策を講じております。

しかしながら、当社グループ社員または協力会社より情報の漏洩が発生した場合には、顧客からの損害賠償請求や信用失墜等により、当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 開発プロジェクト管理について（発生可能性：低／影響度：大）

① 請負契約について

システム開発においては、請負契約により受注することもあります。請負契約では派遣契約とは異なり、当社グループが業務の執行指示を行い、管理監督責任および成果物に対する責任を負うこととなります。当社グループは、請負業務におけるリスクについて事前に検討・準備を行った上で、顧客企業と契約を締結し、提供するサービスの品質維持に努めております。しかしながら、諸要件の変更や当初の見込みを超える作業工数の発生、または納期の遅延などの予期せぬ事態が発生した場合や、成果物の瑕疵等が生じた場合には、顧客企業との関係悪化や損害賠償が発生し、当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

② 品質管理・納期遅延によるリスクについて

当社グループでは、顧客のニーズに適応するために技術者教育の強化と共に、作業遅延等が発生しないようプロジェクトマネジメント力の強化を図っておりますが、納品したシステムに予期せぬ欠陥が発生した場合、見積を超える工数や人員の投入による経費が増加し、プロジェクトが不採算化する可能性があります。その場合、当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

③ 長時間労働の発生について

システム開発プロジェクトにおいては、当初計画にない想定外の事象が発生し、品質や納期を厳守するために長時間労働が発生することがあります。特に、一括請負の案件は、品質確保や納期の責任を負担することから、こうした事象が発生するリスクが高まります。

当社グループでは、日頃より適切な労務管理に努めるとともに、このような事象の発生を撲滅すべくプロジェクト監視をしております。しかしながら、やむを得ない要因によりこのような事象が発生した場合は、社員の健康問題や労務問題に発展し、システム開発での労働生産性が低下する等により、当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定会社への依存について（発生可能性：中／影響度：中）

ソリューション開発事業の主な顧客はTIS株式会社、株式会社日立製作所、株式会社電通総研の3社であり、2025年12月期のソリューション開発事業の売上高に占める割合は、TIS株式会社が27.0%、株式会社日立製作所が24.7%、株式会社電通総研が16.8%となっております。売上高に占めるTIS株式会社、株式会社日立製作所及び株式会社電通総研の3社の売上割合は68.5%となっております。

今後上記3社からの受託業務等が、サービス品質や料金等で折り合わず他社に変更される、取引先の経営方針により受託業務等が縮小又は終了される等の事態が生じた場合、売上高が減少し当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、サービス品質の維持向上に努め受注の継続を図るとともに、新たな取引先を積極的に開拓し特定会社への依存度を低めるよう努めております。

(6) その他のリスクについて（発生可能性：低／影響度：中）

#### ① 法的規制について

当社グループは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」を遵守し、労働者派遣事業者として監督官庁への必要な届出を行っております。法令順守を徹底し、当該法的規制等に抵触する事実はないものと認識しておりますが、今後何らかの理由により派遣元事業主としての欠格事由及び当該許可の取消事由に該当し、業務の全部若しくは一部の停止処分を受けた場合、若しくは新たな許可を取得することができなくなった場合、又は法的な規制が変更になった場合等には、当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② 知的財産権の対応について

当社グループが行うシステム開発等において、他社が所有する著作権および特許権を侵害しないよう、継続的に特許や著作権の状況を監視し適切な対応を取るよう努めておりますが、当社グループの認識の範囲外で他社の所有する著作権および特許権を侵害する可能性があります。このように、第三者の知的財産権を侵害してしまった場合、当社グループへの損害賠償請求、信用の低下により、当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ 内部統制管理について

当社グループでは、企業価値の持続的な増大を図るためにコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、人件費および外部委託費などに予定外の費用が発生する可能性があり、当社グループの業績および事業の成長に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 組織再編について

当社グループは、当社を純粋持株会社とする分社経営体制を採用しております。今後、機動的な組織再編、M&Aの活用等により企業グループ全体の価値向上に努めていく方針ですが、組織再編等の進捗状況によっては追加コストが発生し当社グループ業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑤ 自然災害等の発生による影響について

わが国において、地震・台風等による自然災害、テロの発生、感染症の拡大及びその他の事業活動の継続に支障をきたす事象が発生した場合、当社グループ業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ⑥ 配当政策について

当社グループは、利益配分について、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社を取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は現在成長過程にありますので、更なる成長に向けた事業基盤の整備や事業の拡充、サービスの充実やシステム環境の整備等への投資に有効活用することが、株主に対する利益貢献につながると考え、創業以来無配としてまいりました。

将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針ではありますが、現時点において配当の実施時期等については未定であり、経営環境の変化等に伴い業績や財政状態が悪化した場合には、当該基本方針どおりに配当を実施することができなくなる可能性があります。

#### (7) 担当 J - A d v i s e r との契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、T O K Y O P R O M a r k e t 上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当 J - A d v i s e r と、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下「J - A d v i s e r 契約」とします。）を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社が J - A d v i s e r 契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下「同社」とします。）であり、同社との J - A d v i s e r 契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は J - A d v i s e r 契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月）を定めてその義務の履行又は違反の是

正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1ヶ月以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser 契約を解除することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

#### < J-Adviser 契約上の義務 >

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと。
- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること。
- ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること。

#### < J-Adviser 契約解除に関する条項 >

当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser 契約を解除することができるものと定められております。

##### ① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態になった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

##### a 次の(a)から(c)に定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続を行う場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合当該再生計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

##### b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

##### ② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

### ③破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には、当該 a から c までに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が、債務超過又は支払い不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、当社が次に該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
  - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の許可を得られる見込みがあるものであること。
  - (b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合当該再生計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
  - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。
  - (b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容 c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

### ⑤事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合、その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
  - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

#### ⑥不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii非上場会社を子会社とする株式交付、iii会社分割による非上場会社からの事業の承継、iiii非上場会社からの事業の譲受け、iv会社分割による他の者への事業の承継、v他の者への事業の譲渡、vi非上場会社との業務上の連携、vii第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viiiその他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

#### ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されている

#### ⑧発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと同社が判断した場合

#### ⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

b 当社が財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

#### ⑩法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

#### ⑪株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

#### ⑫株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

#### ⑬完全子会社化

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てのために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる株の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。）の発行
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式合併その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

当社が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合

< J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項 >

- ① 当社又は同社が、J-Adviser 契約に基づく義務の履行を怠り、又はその他 J-Adviser 契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは J-Adviser 契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意により J-Adviser 契約期間中いつでも J-Adviser 契約を解除することができる。また、当社又は同社から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより J-Adviser 契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser 契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社は J-Adviser 契約を解除する旨を（株）東京証券取引所に通知しなければならない。

なお、本書公表日現在において、J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

**5 【重要な契約等】**

該当事項はありません。

**6 【研究開発活動】**

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たりましては、財政状態及び経営成績に影響を与える会計上の見積りを行う必要があります。当社グループはこの見積りを行うに当たり、過去の実績等を勘案して合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は524,313千円で、前連結会計年度末に比べ67,474千円増加しております。主な要因は現金及び預金の増加54,917千円、売掛金の増加11,873千円等であります。

#### (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は42,709千円で、前連結会計年度末に比べ1,059千円減少しております。主な要因は工具、器具及び備品の増加809千円、建物及び構築物の減少451千円、差入保証金の減少759千円及びソフトウェアの減少1,242千円等であります。

#### (流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は263,723千円で、前連結会計年度末に比べ28,344千円増加しております。主な要因は、買掛金の増加16,383千円、未払費用の増加3,122千円、未払法人税等の増加4,089千円等であります。

#### (固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は40,024千円で、前連結会計年度末に比べ19,992千円減少しております。長期借入金の減少19,992千円が変動要因であります。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は263,275千円で、前連結会計年度末に比べ58,063千円増加しております。増加要因は親会社株主に帰属する当期純利益58,063千円の計上による利益剰余金の増加であります。

### (3) 経営成績の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(1)業績」をご参照下さい。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照下さい。

### (5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】4【事業等のリスク】」をご参照下さい。

### (6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の資金需要は、人件費、消耗品費、外注費及び上場維持にかかる人件費、外部委託費用等であります。これらの費用については、自己資金により支出していく予定であります。自己資金については、すべて銀行預金としておりますので、すべての支出について迅速かつ確実に対応できるよう資金の流動性を確保しております。

### (7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第一部【企業情報】第3【事業の状況】3【対処すべき課題】」をご参照下さい。

## 第4 【設備の状況】

当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は1,311千円であります。その主なものは事務所設備の購入であります。

### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備の状況は次のとおりであります。

#### (1) 発行者

2025年12月31日現在

会社名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	合計	
(株) バリュースフトホールディングス (東京都港区)	本社機能	-	983	983	8 [-]

#### (2) 国内子会社

2025年12月31日現在

会社名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (人)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	合計	
(株) バリュースフトウエア (東京都港区)	開発拠点	2,795	219	3,015	74 [4]
(株) バリュースフトネクスト (名古屋市中区)	開発拠点	-	-	-	38 [2]
(株) バリュースフトアドバンス (札幌市中央区)	開発拠点	791	41	832	21 [1]

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
2. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。  
3. 発行者及び国内子会社3社は建物を賃借しており、その年間賃借料は、(株) バリュースフトホールディングス8,819千円、(株) バリュースフトウエア9,600千円、(株) バリュースフトネクスト3,283千円、(株) バリュースフトアドバンス9,732千円であります。  
4. 従業員数の〔 〕は、臨時雇用者数の外数を記載しております。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	400,000	300,000	100,000	100,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式 単元株式数100株
計	400,000	300,000	100,000	100,000	-	-

- (注) 1. 2025年9月1日開催の臨時取締役会決議に基づき、2025年9月2日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っており、発行済株式総数は97,500株増加し、100,000株となっております。また、2025年9月2日付で定款の変更を行い、普通株式の発行可能株式総数を400,000株に変更しております。
2. 2025年9月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、2025年9月2日付で定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年9月2日 (注)	97,500	100,000	-	100,000	-	-

- (注) 2025年9月1日開催の臨時取締役会決議に基づき、2025年9月2日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っております。

## (6) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区 分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	-	-	1	-	-	7	8	-
所有株式数 (単元)	-	-	-	1	-	-	999	1,000	-
所有株式数 の割合(%)	-	-	-	0.1	-	-	99.9	100	-

(注) 1. 2025年9月2日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っており、発行済株式総数は97,500株増加し、100,000株となっております。

2. 2025年9月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、2025年9月2日付で定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

## (7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式の総数 に対する 所有株式数 の割合(%)
酒井 雅美	神奈川県横浜市保土ヶ谷区	89,300	89.3
小暮 恭一	埼玉県草加市	5,000	5.0
安田 敦	北海道札幌市中央区	2,000	2.0
田中 秀哉	東京都中野区	2,000	2.0
植木 准	愛知県名古屋市中昭和区	800	0.8
奥園 孝二	神奈川県横浜市栄区	400	0.4
岩下 隆裕	大阪府大阪市中央区	400	0.4
株式会社マクティズム	大阪府大阪市中央区大手通2丁目3-14 ソムラ大手通ビル201	100	0.1
計	-	100,000	100.0

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 100,000	1,000	株主としての権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	普通株式 100,000	-	-
総株主の議決権	-	1,000	-

(注) 1. 2025年9月2日付で普通株式1株につき40株の株式分割を行っており、発行済株式総数は97,500株増加し、100,000株となっております。

2. 2025年9月1日開催の臨時株主総会決議に基づき、2025年9月2日付で定款の変更を行い、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

#### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要政策として認識し、経営成績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当を行うことを基本的な方針とし、剰余金の配当の決定機関を株主総会としております。

内部留保資金につきましては、競争力強化のための投資資金及び財務内容のさらなる改善のための資金とし、企業価値の向上に活用してまいります。

なお、当事業年度の配当につきましては、業績の動向や財政状態を考慮、内部留保の充実を優先し、無配とさせていただきます。

## 4 【株価の推移】

### (1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第2期	第3期	第4期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高(円)	—	—	5,970
最低(円)	—	—	5,970

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 当社は、2025年11月21日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場しておりますので、第3期以前については該当事項はありません。

### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	—	—	—	—	5,970	—
最低(円)	—	—	—	—	5,970	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

2. 当社は、2025年11月21日付で東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場しておりますので、2025年10月以前については該当事項はありません。

3. 2025年12月については、売買実績がないため記載しておりません。

## 5 【役員 の 状 況】

男性 6名 女性 1名(役員のうち女性の比率14%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	酒井 雅美	1962年5月1日	1983年4月 リンク情報システム(株)入社 1984年3月 (株)ユニコーン入社 1986年4月 (株)トムストレーディングポスト 非常勤取締役 1996年3月 (有)バリュースフトウェア設立 代表取締役 1998年6月 (株)バリュースフトウェアに組織変更 代表取締役社長 2014年6月 特定非営利活動法人日本情報技術取引所 理事長 2016年7月 一般社団法人日本IT団体連盟 理事兼副会長 2021年6月 一般社団法人東京都情報産業協会 理事兼団体交流委員会団体連携部会会長 2022年5月 当社設立、代表取締役社長(現任) 6月 一般社団法人日本IT団体連盟 理事兼諮問委員会委員長(現任) 7月 (株)バリュースフトウェア 取締役会長(現任) 7月 (株)バリュースフトネクスト設立 取締役会長(現任) 7月 (株)バリュースフトアドバンス設立 取締役会長(現任)	(注1)	(注3)	89,300
取締役	COO	田中 秀哉	1968年12月29日	1992年4月 (株)アレックス入社 1996年4月 (有)バリュースフトウェア入社 2014年4月 (株)バリュースフトウェア取締役 2022年7月 (株)バリュースフトウェア 代表取締役社長(現任) 2023年7月 当社取締役COO(現任)	(注1)	(注3)	2,000
取締役	COO	安田 敦	1964年11月13日	1986年4月 タミー(株)入社 1988年4月 (株)トムストレーディングポスト入社 1995年4月 (株)日本ボス研究所入社 1996年3月 (有)バリュースフトウェア 取締役 1998年6月 (株)バリュースフトウェアに組織変更 取締役 2019年6月 特定非営利活動法人日本情報技術取引所 理事兼北海道支部長 2022年7月 (株)バリュースフトアドバンス設立 代表取締役社長(現任) 7月 (株)バリュースフトネクスト設立 取締役(現任) 2023年1月 (株)バリュースフトウェア取締役(現任) 7月 当社取締役COO(現任)	(注1)	(注3)	2,000
取締役	COO	植木 准	1962年4月1日	1982年4月 (株)太洋情報センター(現リンク情報システム(株))入社 1984年2月 (株)ユニコーン入社 1989年6月 東名オフィスプロデュース(株)設立 代表取締役 2017年9月 (株)バリュースフトウェア 取締役 2019年6月 特定非営利活動法人日本情報技術取引所 理事兼東海支部長 2022年7月 (株)バリュースフトネクスト設立 代表取締役社長(現任) 7月 (株)バリュースフトアドバンス設立 取締役(現任) 2023年7月 当社取締役COO(現任)	(注1)	(注3)	800
取締役	CFO	小澤 修	1964年3月3日	1989年4月 (株)第一勧業銀行入行(現(株)みずほ銀行) 2002年7月 (株)みずほ信託銀行証券代行部公開支援課へ転籍 2005年10月 (株)みずほコーポレート銀行決済営業部へ転籍 2014年10月 (株)みずほ銀行公務部へ転籍 2021年5月 ジャパニクス(株)財務経理部長 2022年12月 Abalance(株)経理部長 2023年11月 当社入社 2024年1月 当社取締役CFO(現任)	(注1)	(注3)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
監査役		小暮 恭一	1950年3月19日	1987年8月 (株)エムソフト設立 代表取締役社長 1998年5月 (株)イーベックス代表取締役社長 1999年5月 (株)シーキューブソフト監査役(現任) 8月 イーベックスソフト事業協同組合に改組 代表理事 2008年1月 (株)バリューソフトウエア監査役 2015年6月 (株)エムソフト代表取締役会長 6月 (株)エムソフト取締役会長 2022年5月 当社監査役(現任) 6月 (株)エムソフト名誉会長(現任) 7月 (株)バリューソフトネクスト設立 監査役 7月 (株)バリューソフトアドバンス設立 監査役	(注2)	(注3)	5,000
監査役		板倉 奈緒子	1978年7月13日	2006年12月 あずさ監査法人入社 2012年9月 公認会計士登録 2020年2月 板倉公認会計士事務所、代表(現任) 2022年12月 テモナ(株)取締役(監査等委員)(現任) 2024年11月 当社監査役(現任)	(注2)	(注3)	-
計							99,100

- (注) 1. 取締役の任期は2025年9月1日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役任期は2025年9月1日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2025年12月期における役員報酬の総額は、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑧役員報酬の内容」に記載のとおりであります。
4. 監査役小暮恭一氏と板倉奈緒子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

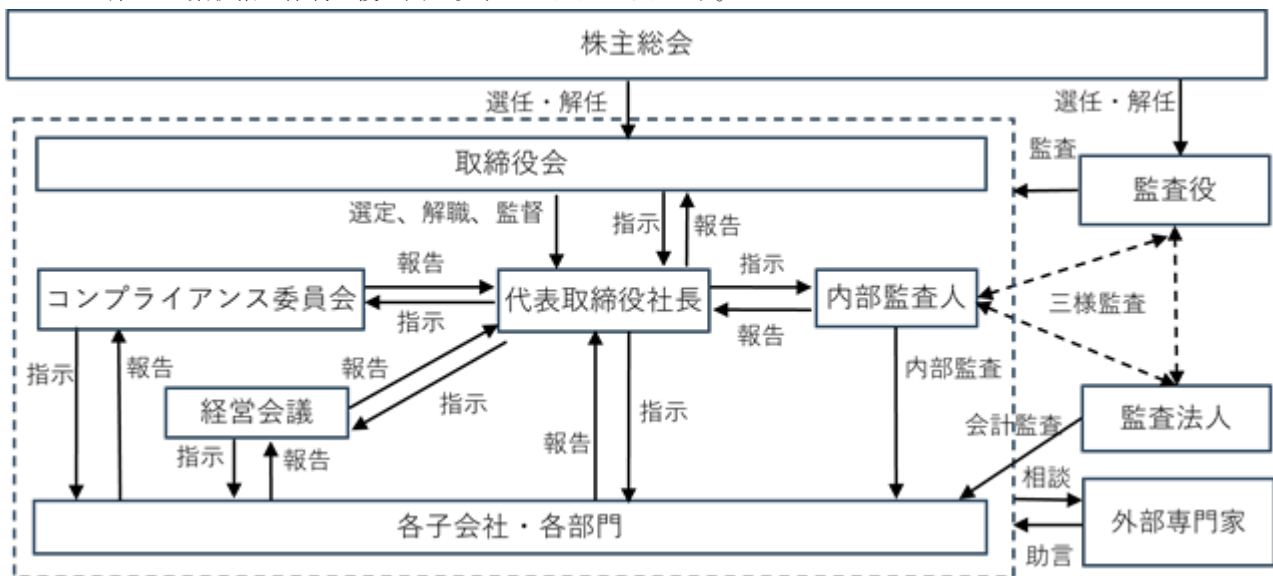
## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、また、株主をはじめとした多くのステークホルダーへの利益還元につながるものと考えております。そのため、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値を継続的に高めていくために不可欠な経営統治機能と位置づけており、当社を取り巻く株主、顧客、従業員、取引先等の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、取締役に対する監視・チェック機能を強化し、コンプライアンス及びリスク管理の徹底を図ることで、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に取り組んでおります。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



#### ② 会社の機関の内容

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は、5名の取締役で構成されております。

原則として毎月1回定時取締役会を開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、法令、定款及び取締役会規程等に定められた事項の審議・決定、経営及び業務執行に関する重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況を監督・監視をしております。

##### ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、2名の監査役により構成される監査役協議会を開催しております。

監査役は、監査役監査基準規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

##### ハ. 監査法人

当社は、OAG監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお、2025年12月期において監査を執行した公認会計士は今井基喜氏、高橋大樹氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士7名その他2名であります。

なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

#### ③ 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、職務権限規程に厳密に従い、業務を適切に分担することで、特定の組織や個人に業務や権限が集中す

ることを防ぎ、内部のバランスを保ちます。これにより、内部統制機能が適切に機能するよう努めております。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は「経営理念」及び「行動指針」を、当社の取締役及び使用人へ周知する。周知に当たっては「コンプライアンス規程」等を活用し、事業活動に係るコンプライアンスに対する取締役及び使用人の責任を明確化させる。
- (b) 当社は、コンプライアンスを横断的に統括する組織として月次定例の「コンプライアンス委員会」を開催し、取締役・使用人の教育、啓蒙を図る。
- (c) 取締役会は、「取締役会規程」「業務分掌規程」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (d) 代表取締役社長に選任された内部監査人は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役協議会に報告する。
- (e) 監査役協議会は内部監査人と連携し、コンプライアンスの状況を定期的に監査するものとし、その監査結果については、取締役会等に報告する。
- (f) 当社は、社内における法令遵守上疑義がある行為について、使用人が直接通報を行う手段を確保する。重要な情報については、必要に応じてその内容と会社の対処状況・結果につき、当社取締役・使用人に開示し、周知徹底を図る。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る情報・文書(電磁的記録も含む)については、法令及び「文書管理規程」にしたがい適切に保存及び管理する。
- (b) 取締役が、必要に応じて当該情報・文書等の内容を知り得る体制を確保する。
- (c) 内部監査人は、文書管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定め、リスク管理を推進し、当社のリスクを網羅的、総括的に管理する。
- (b) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその指名を受けた者の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催する。取締役会は経営方針及び重要な意思決定と業務執行に関する監督等を行う機関として会社の重要事項を決定する。なお、取締役の職務については取締役会規程でその職務を定める。

ホ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は監査役に対して法定の事項に加え、当社及び当社グループ会社に重大な影響を及ぼす事項について報告する。

また、当社は、監査役が取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する重要な文章等を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる体制を確保する。

④ 内部監査及び監査役監査の状況

当社は、内部管理体制強化のために、代表取締役社長が指名した内部監査人(担当者1名)を配置しております。

内部監査人は、当社の定める「内部監査規程」に基づき当社の業務運営と財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び諸規程集の準拠性を確認するという観点から当社グループ会社の全部門を対象に監査を実施しております。監査結果は代表取締役社長及び監査役に報告され、業務活動の改善及び適切な運営を資するよう勧告、助言等を行っております。また、必要に応じて監査法人と連携を図ることで、より実効性の高い監査を実施しております。

監査役は、非常勤監査役2名で構成され、株主総会や取締役会に加え、コンプライアンス委員会への参加のほ

か、監査法人や内部監査人との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、取締役会の意思決定プロセスの監視や検証及び内部統制システムの構築と運用の監査の実施などにより監査の充実を図っております。また毎月1回開催される監査役協議会で監査役同士の情報交換を行い、監査機能の一層の充実を図っております。

なお、非常勤監査役板倉奈緒子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

監査役協議会における具体的な検討内容は、監査役監査の方針・計画、内部統制システム、監査法人の評価及び監査法人に対する監査報酬の妥当性等であります。

監査役の活動は、取締役会への出席や代表取締役社長との意見交換、稟議等重要な書類の閲覧、子会社を含む事業所への往査等であります。常勤監査役につきましては、上記の活動のほか継続的に関係部署にヒアリングを行い、監査役監査の充実を図っております。

#### ⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署としてグループ管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

#### ⑥ 社外取締役及び社外監査役の状況

当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を設置しておりません。

当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしており、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、多様な視点、経験、高度なスキルを有する人材の選任を行います。

当社の社外監査役は2名であります。当社との間に、人的関係、資金的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役 小暮恭一氏は、長年会社の代表取締役を務めるなど、経営者としての幅広い見識と豊富な知識・経験を有しております。

社外監査役 板倉奈緒子氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、その専門的見地から、また、客観的かつ中立な立場から監視を行っていただくことが当社にとって有用であると考えております。

社外監査役は、取締役会及び監査役協議会に出席し、取締役の業務に対して客観的な観点から発信しております。

社外監査役が独立性を維持し、それぞれの有する専門的知識や経験に基づき意見を述べることで公正かつ多様な価値観に基づく意思決定の形式に寄与し、会社にとって有利であると考えております。

#### ⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 役員報酬の内容

役員区分	報酬額の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役(社外取締役を除く)	80,040	80,040	-	-	5
監査役(社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	4,200	4,200	-	-	2

⑨ 取締役の定数

当社の取締役は3名以上7名以内とする旨を定款で定めております。

⑩ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪ 株主総会の特別決議要件

会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑫ 自己株式の取得

該当事項はありません。

⑬ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって取締役(取締役であった者を含む)及び監査役(監査役であった者を含む)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の限度において免除できる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が、職務の遂行にあたって期待される役割を十分発揮できる環境を整備するためであります。

⑮ 社外監査役との責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑯ 株式の保有状況

イ. 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、新規業務受託又は受託拡大、技術導入、業務提携関係の構築等を目的として保有する株式を純投資以外の目的である投資株式とし、それ以外の株式を純投資目的である株式として区分しております。

ロ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数	貸借対照表計上額の 合計額（千円）
非上場株式	5	10,250
非上場株式以外の株式	-	-

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(千円)	非監査業務に 基づく報酬(千円)
発行者	14,000	-
連結子会社	-	-
計	14,000	-

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模、業務の特性等に基づいた監査日数を勘案して監査報酬を決定しております。

## 第6 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年1月1日から2025年12月31日まで)の連結財務諸表について、OAG監査法人による監査を受けております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	319,412	374,329
売掛金	130,826	142,699
仕掛品	606	669
その他	5,993	6,614
流動資産合計	456,838	524,313
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	4,037	3,586
工具、器具及び備品（純額）	436	1,245
有形固定資産合計	※1 4,474	※1 4,832
無形固定資産		
ソフトウェア	1,242	—
その他	193	193
無形固定資産合計	1,436	193
投資その他の資産		
投資有価証券	10,250	10,250
差入保証金	22,232	21,473
繰延税金資産	5,375	5,959
投資その他の資産合計	37,858	37,683
固定資産合計	43,768	42,709
資産合計	500,607	567,022

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	59,202	75,586
1年内返済予定の長期借入金	19,992	19,992
未払費用	80,719	83,841
未払法人税等	11,402	15,491
未払消費税等	29,171	28,808
預り金	18,896	20,487
賞与引当金	10,661	11,271
その他	5,334	8,245
流動負債合計	235,378	263,723
固定負債		
長期借入金	60,016	40,024
固定負債合計	60,016	40,024
負債合計	295,394	303,747
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
利益剰余金	105,212	163,275
株主資本合計	205,212	263,275
純資産合計	205,212	263,275
負債純資産合計	500,607	567,022

## ② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
売上高	※ 1	1,387,421	※ 1	1,454,304
売上原価		1,131,827		1,153,020
売上総利益		255,593		301,283
販売費及び一般管理費	※ 2	208,041	※ 2	235,417
営業利益		47,552		65,865
営業外収益				
受取利息		17		337
受取配当金		226		270
助成金収入		17,190		13,548
その他		123		113
営業外収益合計		17,556		14,269
営業外費用				
支払利息		648		770
営業外費用合計		648		770
経常利益		64,460		79,364
特別損失				
固定資産除却損	※ 3	2,102		—
特別損失合計		2,102		—
税金等調整前当期純利益		62,358		79,364
法人税、住民税及び事業税		16,481		21,884
法人税等調整額		△702		△584
法人税等合計		15,779		21,300
当期純利益		46,579		58,063
親会社株主に帰属する当期純利益		46,579		58,063

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	46,579	58,063
その他の包括利益	—	—
包括利益	46,579	58,063
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	46,579	58,063
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	100,000	58,633	158,633	158,633
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	46,579	46,579	46,579
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	46,579	46,579	46,579
当期末残高	100,000	105,212	205,212	205,212

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	100,000	105,212	205,212	205,212
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	58,063	58,063	58,063
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—
当期変動額合計	—	58,063	58,063	58,063
当期末残高	100,000	163,275	263,275	263,275

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	62,358	79,364
減価償却費	2,322	2,195
受取利息及び受取配当金	△243	△607
支払利息	648	770
固定資産除却損	2,102	—
助成金収入	△17,190	△13,548
売上債権の増減額(△は増加)	9,241	△11,873
棚卸資産の増減額(△は増加)	△606	△72
仕入債務の増減額(△は減少)	△22,216	16,383
未払費用の増減額(△は減少)	4,291	3,122
預り金の増減額(△は減少)	2,098	1,590
賞与引当金の増減額(△は減少)	1,069	610
未払消費税等の増減額(△は減少)	12,407	△362
その他	△2,715	4,842
小計	53,568	82,415
利息及び配当金の受取額	243	607
利息の支払額	△648	△770
助成金の受取額	17,190	13,548
法人税等の支払額	△8,292	△19,579
営業活動によるキャッシュ・フロー	62,061	76,220
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△900	△1,311
差入保証金の差入による支出	△8,704	—
差入保証金の回収による収入	3,100	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,504	△1,311
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△24,674	△19,992
財務活動によるキャッシュ・フロー	△24,674	△19,992
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	30,882	54,917
現金及び現金同等物の期首残高	288,529	319,412
現金及び現金同等物の期末残高	※ 319,412	※ 374,329

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

3社

連結子会社の名称

株式会社バリューソフトウエア

株式会社バリューソフトネクスト

株式会社バリューソフトアドバンス

### 2 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 仕掛品

個別法による原価法を採用しております。また、連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～15年

工具、器具及び備品 4～5年

##### ② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ソフトウェア 5年

#### (3) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

当社および連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は確定拠出年金制度を採用しております。確定拠出年金制度の退職給付に係る費用は要拠出額をもって費用処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、システム開発の準委任・技術者派遣・受託開発を主な事業としています。当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①準委任・技術者派遣

準委任契約または技術者派遣契約は、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社グループは成果物を完成させる責任を有しておりません。顧客への役務提供に応じて履行義務を充足することから、作業期間にわたり役務の提供に応じて各月で収益を認識しております。

②受託開発

受託開発は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを製作し顧客に納品するものであり、当社グループは成果物を完成させる責任を有しております。

請負契約による取引については、期間がごく短い案件を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、契約ごとの見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	5,375千円	5,959千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは繰延税金資産について、将来の事業計画に基づき一定期間の課税所得を見積り、また個別に将来減算一時差異等の解消時期を判断し、回収可能性があると判断した範囲において計上しております。

市場環境の変化などにより、将来の課税所得が想定から変動する場合や税率の改正がある場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
  - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイ



(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬	80,730千円	84,240千円
給与及び手当	32,748	30,837
支払手数料	9,646	26,633
支払報酬	20,944	22,789

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、主要な費目として表示しておりませんでした「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度におきましても主要な費目として表示しております。

※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
建物及び構築物	2,102千円	－千円
計	2,102	－

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,500	－	－	2,500

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,500	97,500	－	100,000

(注) 普通株式の増加97,500株は、2025年9月2日付で行った1株につき40株の株式分割によるものであります。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金	319,412千円	374,329千円
預入期間が3か月を超える定期預金	—	—
現金及び現金同等物	319,412	374,329

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内	— 千円	18,419 千円
1年超	—	48,166
合計	—	66,585

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を主に銀行借入によって調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブは、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。差入保証金は、当社グループ事務所の賃貸借契約によるものであり、差入れ先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については取引に先立ち顧客の信用リスクを把握し、信用リスクの高い取引先とは取引を行わない方針とするとともに、取引先毎に期日管理及び残高管理を行っております。

差入保証金については、差入時に差入先の信用状況を把握するとともに、差入後も差入先の信用状況の変化について留意しております。

② 市場リスク（為替や金利変動リスク）の管理

借入金については金利動向を注視することで金利変動リスクの早期把握を図っております。

投資有価証券については定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業等との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

流動性リスクについては適時に資金繰り計画を作成・更新することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

前連結会計年度(2024年12月31日)

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	17,377	16,099	△1,278
資産計	17,377	16,099	△1,278
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	80,008	80,008	—
負債計	80,008	80,008	—

(\*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、及び「預り金」については、現金、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度(千円)
非上場株式	10,250

(\*3) 「差入保証金」の連結貸借対照表計上額と連結貸借対照表における「差入保証金」の金額との差異は、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

当連結会計年度(2025年12月31日)

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 差入保証金	17,377	15,108	△2,269
資産計	17,377	15,108	△2,269
(2) 長期借入金(1年内返済予定を含む)	60,016	60,016	—
負債計	60,016	60,016	—

(\*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、及び「預り金」については、現金、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(千円)
非上場株式	10,250

(\*3) 「差入保証金」の連結貸借対照表計上額と連結貸借対照表における「差入保証金」の金額との差異は、差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額(賃借建物の原状回復費用見込額)の未償却残高であります。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	319,412	—	—	—
売掛金	130,826	—	—	—
合計	450,238	—	—	—

差入保証金については償還予定が明確に確定できないため、上表には含めておりません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	374,329	—	—	—
売掛金	142,699	—	—	—
合計	517,029	—	—	—

差入保証金については償還予定が明確に確定できないため、上表には含めておりません。

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	19,992	19,992	19,992	20,032	—	—
合計	19,992	19,992	19,992	20,032	—	—

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	19,992	19,992	20,032	—	—	—
合計	19,992	19,992	20,032	—	—	—

### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	16,099	—	16,099
資産計	—	16,099	—	16,099
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	80,008	—	80,008
負債計	—	80,008	—	80,008

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	15,108	—	15,108
資産計	—	15,108	—	15,108
長期借入金(1年内返済予定を含む)	—	60,016	—	60,016
負債計	—	60,016	—	60,016

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積もった返還予定時期に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利による借入金であるため、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額としており、レベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社グループは、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出年金制度を採用しております。

2 確定拠出制度

当社グループの確定拠出年金制度への要拠出額は、前連結会計年度12,640千円、当連結会計年度13,592千円です。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,161千円	1,641千円
投資有価証券評価損	345	354
差入保証金償却	2,256	2,579
賞与引当金	3,665	3,967
未払法定福利費	511	554
繰越欠損金	15	—
その他	22	—
繰延税金資産小計	7,978	9,097
評価性引当額	△2,602	△2,933
繰延税金資産合計	5,375	6,163
繰延税金負債		
未収事業税	—	△204
繰延税金負債合計	—	△204
繰延税金資産純額	5,375	5,959

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率 (調整)	34.59%	34.59%
住民税均等割	1.37	1.07
法人税額の特別控除	△3.13	△3.37
評価性引当額の増減	△1.93	0.31
中小法人軽減税率による差異	△5.34	△4.73
その他	△0.26	△1.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.30	26.84

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.59%から35.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法をとっております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

資産除去債務については、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に係る差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当連結会計年度の負担に属する金額を費用に計上する方法をとっております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、ソリューション開発事業を行っており、外部顧客への売上高を分解した情報は以下の通りです。

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
一時点で移転される財及びサービス	119,944	141,180
一定の期間にわたり移転される財及びサービス	1,267,477	1,313,124
顧客との契約から生じる収益	1,387,421	1,454,304
外部顧客への売上高	1,387,421	1,454,304

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項) 4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、履行義務に対する対価は、支払条件により短期間で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	140,067	130,826
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	130,826	142,699

なお、重要な契約資産及び契約負債はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ソリューション開発事業を行っており、単一セグメントであるため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社日立製作所	407,840
TIS株式会社	334,507
株式会社電通総研	238,357

(注) 当社グループは単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

## 1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
TIS株式会社	392,162
株式会社日立製作所	359,873
株式会社電通総研	244,595

(注) 当社グループは単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	2,052.12円	2,632.76円
1株当たり当期純利益	465.79円	580.63円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は2025年9月2日付で普通株式1株につき40株の割合で株式分割を行っております。

前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	46,579	58,063
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	46,579	58,063
普通株式の期中平均株式数(株)	100,000	100,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	19,992	19,992	1.1	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	60,016	40,024	1.1	2027年～2028年
合計	80,008	60,016	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	19,992	20,032	—	—

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	—
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当分として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.valuesofthd.co.jp/">https://www.valuesofthd.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

### 第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2026年3月26日

株式会社バリューソフトホールディングス  
取締役会 御中

OAG監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 今井基喜  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高橋大樹  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社バリューソフトホールディングスの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社バリューソフトホールディングス及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するた

めに経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。